



江東区行財政改革計画（後期）

（令和7年度～令和11年度）



江東区

江東区行財政改革計画（後期）（令和7年度～令和11年度）

目次

I	行財政改革計画の基本的考え方	1
1	計画策定の背景	
2	計画の目的	
3	計画の位置付け	
4	計画の構成	
5	計画期間	
6	進行管理	
II	個別項目	5
1	個別項目総括表	
2	個別項目	
III	定員の適正化	38
1	定員適正化の実績	
2	定員適正化の考え方	
3	定員適正化計画	
	参考資料	40
	江東区アウトソーシング基本方針	
	行財政改革の変遷	
	江東区長期計画推進委員会設置要綱	
	江東区長期計画推進委員会行財政改革検討部会設置要領	

I 行財政改革計画の基本的考え方

1 計画策定の背景

本区では、平成9年策定の行財政改革大綱及び財政健全化計画、平成9年度から18年度にかけての第一次・第二次定員適正化計画などにより、事務事業の見直しや業務委託、民間委託の推進、職員の定員適正化に取り組んできました。

また、平成16年度には、アウトソーシング基本方針を策定し、この基本方針と長期基本計画改定版により、平成17年度から21年度の5か年にわたる国の集中改革プランに対応するものとして、着実な行財政改革の取り組みを展開してきました。

平成20年度、本区を取り巻く社会経済状況の大きな変化を踏まえ、新たな基本構想を策定、次いで、基本構想実現のための具体的方針として、平成22年度から令和元年度にわたる長期計画を策定し、計画の実現に向けて、協働・行財政改革にかかる「視点」や「基本的な考え方」を明示しました。この長期計画を着実に推進するために、健全な財政の維持や組織定員の適正化、人材育成など、不断の行財政改革に取り組むため行財政改革計画（前期）を平成23年10月に策定し、行財政改革計画（後期）を平成27年3月に策定しました。

この度、本区では、令和2年度からの10か年を計画期間とする新たな長期計画を策定し、計画の実現に向けて、3つの行財政運営の取り組みとして「開かれた区政と区民の参画・協働の実現」、「DXによる区民サービス向上と職員の育成」、「効率的かつ自主・自律的な区政運営の推進」を掲げました。

今回策定の「江東区行財政改革計画（後期）」においては、これまでの行財政改革計画の内容を踏襲しつつ、新たな長期計画（後期）に掲げるRPAやAIなどのICTの利活用によるDXを推進する視点や、多様で柔軟な働き方を推進する視点を踏まえた取り組みを計画するなど、社会情勢や区民ニーズ等に的確に対応した所要の見直しを行いました。

2 計画の目的

- (1) 区民が行政に主体的に参画し協働する環境の充実を図るとともに、区政に関する必要な情報を、区民・事業者・区等が共有し、透明・公

正な行財政運営を実現します。

(2) 多様な経営管理手法と行政資源の活用により、効率的な行財政運営を行うとともに、多様化・高度化する行政需要に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を確立し、さらに、江東区の将来像実現に向け、自ら考え行動する職員を育成します。

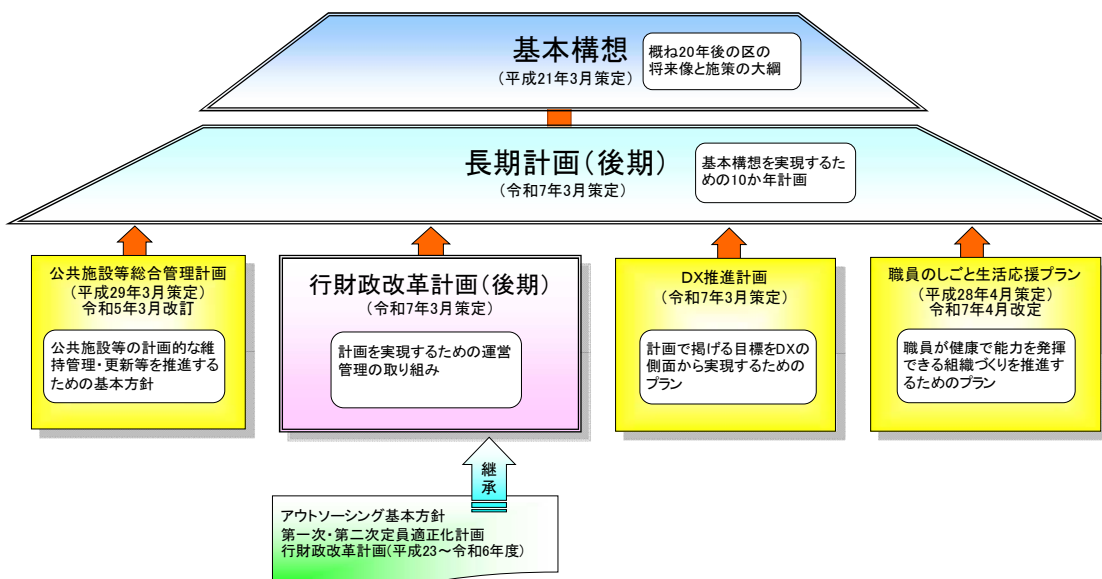
(3) 江東区を取り巻く社会経済状況に柔軟に対応するとともに、自律的な基盤を強化し、さらに、区民サービスの向上を図るため、安定的な区政運営が可能な財政基盤を確立します。

3 計画の位置付け

本計画は、長期計画の「計画の実現に向けて」に示された基本的考え方を踏まえた、区政運営管理に関する実施計画です。

長期計画を実現するための財政運営や、組織・機構、職員体制などの施策の実行力を担保するための運営管理上の取り組みを示しています。

また、これまでの本区の行財政改革の成果である、第一次・第二次定員適正化計画、アウトソーシング基本方針、及び行財政改革計画（平成23年度～令和6年度）を引き継ぐ性格のものです。なお、本計画の取り組みに関しては、「江東区DX推進計画」や「職員のしごと生活応援プラン」、及び「公共施設等総合管理計画」とも相互に連携して取り組んでいきます。



4 計画の構成

本計画は、長期計画の「計画の実現に向けて」で示された3つの課題と8つの取組方針に基づき整理しました。

1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現	
①開かれた区政運営による透明性の向上	
取組方針	区政に関する必要な情報を、区民・事業者・区等が共有し、透明・公正な行財政運営を実現するとともに、シティプロモーションの推進により、区の魅力を区の内外に積極的に発信することでイメージアップを図ります。
主な項目	行政評価制度の活用、オープンデータの利活用
②区民参画と協働の推進	
取組方針	区民が行政に主体的に参画し協働する環境の充実に努めます。
主な項目	公募委員等の区民参画の推進、協働事業提案制度の推進
2 DXによる区民サービス向上と職員の育成	
①DXの推進	
取組方針	行政のデジタル化の基盤を整備するとともに、AIやRPAなどのICTの利活用によりDXを推進し、より質の高い行政サービスの提供と行政運営の更なる効率化を図ります。
主な項目	江東区DX推進計画の推進
②窓口サービスの向上	
取組方針	区民の立場に立った丁寧でわかりやすい行政サービスを提供できる体制を整えるとともに、来庁することなく決済可能な環境やキャッシュレス化を整備します。
主な項目	窓口業務のあり方検討、公金収納のあり方検討
③職員の育成	
取組方針	新たな行政課題を解決できる職員を育成するとともに、職員が健康で能力を発揮できる組織づくりを進めます。
主な項目	多様で柔軟な働き方の推進、専門的な人材育成のあり方検討
3 効率的かつ自主・自律的な区政運営の推進	
①効率的な区政運営の推進	
取組方針	社会情勢や区民ニーズに的確に対応した新規事業を実施していくとともに、多様な経営管理手法と行政資源の活用により、効率的な行財政運営を行います。
主な項目	効率的な清掃事業の推進、地域コミュニティ支援体制の見直し
②財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化	
取組方針	自律的な区政基盤を強化するため、特別区民税等の収納率の維持・向上を図るとともに、広告事業をはじめとした歳入確保の更なる拡充など、新たな財源確保に取り組めます。
主な項目	区税の収納率の維持・向上、新たな歳入確保策の検討
③公有財産の適切な管理と有効活用	
取組方針	区有施設の適切な維持管理を図るとともに、区民ニーズに合った有効活用を進めます。
主な項目	適正な跡地等の活用

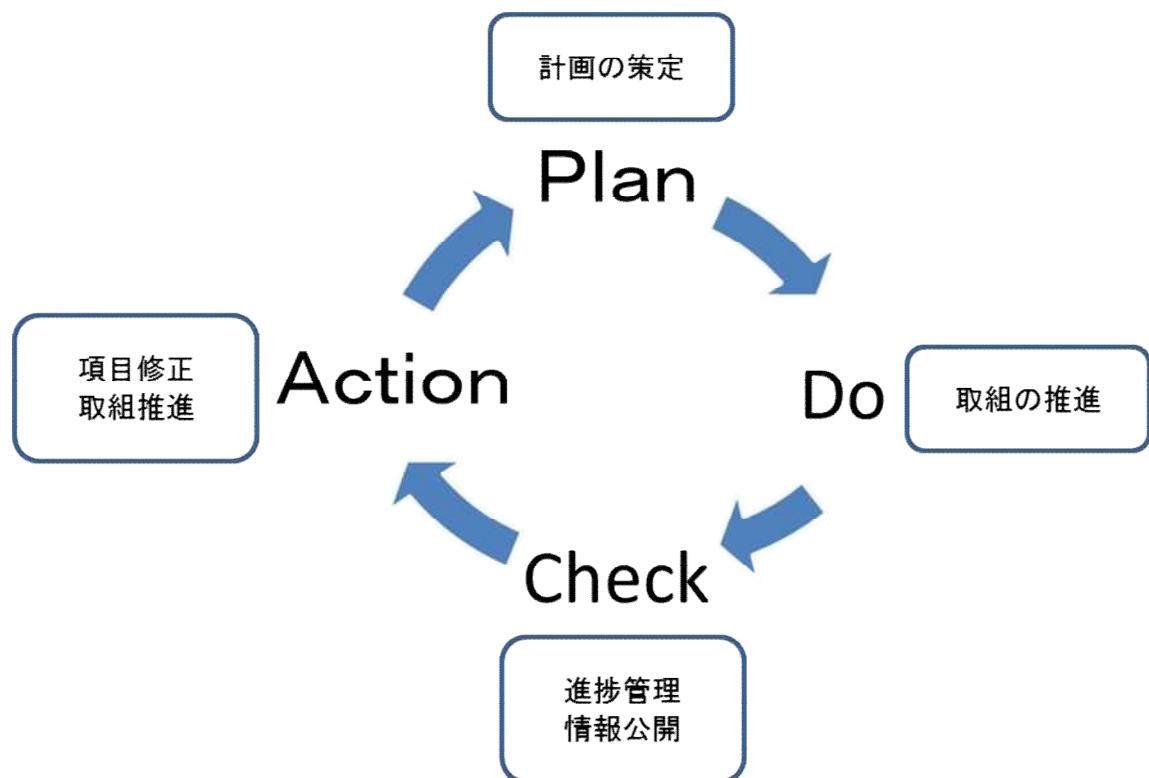
5 計画期間

本計画の計画期間は、長期計画（後期）年度に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

6 進行管理

本計画を着実に推進し、計画の成果を確実なものとするため、計画の進捗状況については、長期計画推進委員会で進行管理を行うとともに、進捗状況及び結果については、区議会に報告し、あわせて区ホームページなどにより公表します。

また、計画期間中に前提となる法制度の改正や経済状況の変化などによって個別項目に修正が必要となる場合もあるため、個別項目については毎年度見直しを図っていきます。このように、情報公開された環境の下で検証と評価を受けつつ、PDCAサイクルに基づく取り組みを実施することにより、改革のスピードと実効性を向上させ、引き続き改革の質を高めていきます。



Ⅱ 個別項目

1 個別項目総括表

課題名	項 目 名	ページ
1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現		
(1) 開かれた区政運営による透明性の向上		
1	行政評価制度の活用	8
2	新公会計制度の活用	8
3	包括外部監査の活用	9
4	契約事務の見直し	9
5	SNSの利活用	10
6	オープンデータの利活用	10
(2) 区民参画と協働の推進		
7	公募委員等の区民参画の推進	11
8	協働事業提案制度の推進	11
2 DXによる区民サービス向上と職員の育成		
(1) DXの推進		
9	江東区DX推進計画の推進	12
(2) 窓口サービスの向上		
10	窓口サービスの向上	12
11	窓口業務のあり方検討	13
12	公金収納のあり方検討	13
(3) 職員の育成		
13	多様で柔軟な働き方の推進	14
14	専門的な人材育成のあり方検討	14
15	多様な人材の活躍推進のあり方検討	15
3 効率的かつ自主・自律的な区政運営の推進		
(1) 効率的な区政運営の推進		
16	行政評価制度の活用(再掲)	15
17	指定管理者制度の見直し	16
18	包括外部監査の活用(再掲)	16
19	区立幼稚園のあり方の検討	17
20	江東きつずクラブのあり方の検討	17
21	障害支援区分認定調査事務の見直し	18
22	保育所調理の見直し	18
23	保育所用務の見直し	19
24	学校警備の見直し	19
25	学校用務の見直し	20
26	効率的な清掃事業の推進	20

1 個別項目総括表

課題名	項 目 名	ページ
	27 区立保育所の民営化	21
	28 児童館の管理運営の見直し	21
	29 高齢者総合福祉センターのあり方検討	22
	30 公営住宅のあり方検討	22
	31 文化コミュニティ財団の経営改善	23
	32 健康スポーツ公社の経営改善	23
	33 社会福祉協議会の経営改善	24
	34 スポーツ施策の見直し	24
	35 マイナンバー制度の活用	25
	36 生活保護事業のあり方検討	25
	37 保育園のサービス向上	26
	38 歴史三館の管理運営のあり方検討	26
	39 定員の適正化	27
	40 組織・機構の改革	27
	41 共通内部事務のあり方検討	28
	42 事務効率の推進	28
	43 屋内スポーツ施設の管理運営の見直し	29
	44 区税電子申告の利用率向上	29
	45 地域経済振興関連施設機能の見直し	30
	46 介護認定業務のあり方検討	30
	47 地域コミュニティ支援体制の見直し	31
	48 えこっくる(環境学習情報館)のあり方検討	31
	49 公園設計業務の見直し	32
	(2) 財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化	
	50 使用料等の見直し	32
	51 保育所保育料の見直し	33
	52 区税の収納率の維持・向上	33
	53 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納率向上	34
	54 介護保険料の収納率向上	34
	55 保育料の収納率向上	35
	56 新たな歳入確保策の検討	35
	57 新公会計制度の活用(再掲)	36
	(3) 公有財産の適切な管理と有効活用	
	58 適正な跡地等の活用	36
	59 歴史三館の管理運営のあり方検討(再掲)	37
	60 高齢者総合福祉センターのあり方検討(再掲)	37

2 個別項目

個別項目の見方

取り組みの内容を示した項目名		長期計画「計画の実現に向けて」の『取組方針』			
NO.	1	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上		
項目名	行政評価制度の活用				
取組方針	外部評価を活用し、行政評価制度の透明性・客観性を高めるとともに、評価結果の次年度予算への反映を図る。委員構成の見直し等、より専門性の高い評価を行うなど制度の充実を目指し改善を図る。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○次年度予算への評価結果の反映	○外部評価を活用した行政評価の実施 ○次年度予算への評価結果の反映	⇒	⇒	○次年度予算への評価結果の反映
所管部課	政策経営部企画課				

令和7年度～令和11年度の年次計画を記載

個別項目の基本的な方針と具体的な取り組み内容

取組方針に基づく各年度の計画・達成目標（前年度と同じ場合は「⇒」で表記）

1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現

(1) 開かれた区政運営による透明性の向上

NO.	1	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上			
項目名	行政評価制度の活用					
取組方針	外部評価を活用し、行政評価制度の透明性・客観性を高めるとともに、評価結果の次年度予算への反映を図る。委員構成の見直し等、より専門性の高い評価を行うほか、区民モニター参画の推進など制度の充実を目指し改善を図る。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○次年度予算への評価結果の反映	○外部評価を活用した行政評価の実施 ○次年度予算への評価結果の反映	⇒	⇒	○次年度予算への評価結果の反映	
所管部課	政策経営部企画課					

NO.	2	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上			
項目名	新公会計制度の活用					
取組方針	統一的な基準による財務書類を活用し、他の地方公共団体との財務状況の比較や固定資産台帳の公表など、区民に区の財務状況をわかりやすく伝えることにより、適正かつ透明性のある財政運営を行う。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○固定資産台帳の公表 ○統一的な基準による財務書類の作成・公表	○統一的な基準による財務書類の作成・公表	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部財政課					

NO.	3	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上		
項目名	包括外部監査の活用				
取組方針	包括外部監査での指摘事項や意見を踏まえ、事業の見直し・改善を図る。また、前々年度の包括外部監査報告の指摘事項や意見を検証し、事業の見直し・改善につなげる。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○包括外部監査報告の指摘事項・意見を踏まえた事業の見直し・改善 ○前々年度包括外部監査報告に基づく追跡調査	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	総務部総務課				

NO.	4	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上		
項目名	契約事務の見直し				
取組方針	社会経済情勢の変化に対応出来るように、契約制度の調査・研究に継続的に取り組み、契約事務の改善につなげる。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○ 契約制度の調査・研究及び見直し	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	総務部経理課				

NO.	5	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上		
項目名	SNSの利活用				
取組方針	閲覧者の興味を引き、ホームページへのアクセスにつながるよう、文章や添付画像等、投稿内容を工夫する。 SNSの各ツールの特性に合わせた役割分担や、配信頻度や配信の時間帯等の配信方法の見直しを行い、より効果的な活用方法を検討する。 年代ごとのツールの利用状況や新たなツールの普及など、SNS全体の変化を注視していく。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○SNS導入・利活用推進	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部広報広聴課				

NO.	6	課題名	開かれた区政運営による透明性の向上		
項目名	オープンデータの利活用				
取組方針	区が保有する多種多様なデータを営利・非営利を問わず誰もが利用できるよう二次利用可能な形式で積極的に公開する。また東京都と連携した取組みを推進する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○オープンデータの更新・新規データセット拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部 D X 推進課				

(2) 区民参画と協働の推進

NO.	7	課題名	区民参画と協働の推進			
項目名	公募委員等の区民参画の推進					
取組方針	審議会等の施策検討の場への、公募区民委員等の参画人員の増を図るほか、区民アンケートの実施やパブリックコメントなどを活用し、区民意見の区政への反映を図る。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○公募区民委員等の参画人員の増 ○区民アンケートの実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部企画課					

NO.	8	課題名	区民参画と協働の推進			
項目名	協働事業提案制度の推進					
取組方針	協働事業提案制度の実施を通じて、区民の区政への参画・協働を推進する。 各年度3事業程度の採択・実施・評価により、市民団体等の活動の活性化と職員の意識改革を図る。					
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
	○提案事業の募集・審査・採択 ○前年度採択事業の実施 ○前年度実施事業の評価	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	地域振興部区民協働・交流推進担当課長					

2 DXによる区民サービス向上と職員の育成

(1) DXの推進

NO.	9	課題名	D X の推進			
項目名	江東区 D X 推進計画の推進					
取組方針	行政のデジタル化の基盤を整備するとともに、A I や R P A などの I C T の利活用により D X を推進し、より質の高い行政サービスの提供と行政運営の更なる効率化を図る。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○個別施策の検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部 D X 推進課					

(2) 窓口サービスの向上

NO.	10	課題名	窓口サービスの向上			
項目名	窓口サービスの向上					
取組方針	窓口におけるキャッシュレス決済の推進等、窓口サービスの改善を全庁的に推進し、区民サービスの基本である窓口サービスでの区民満足度向上を図る。					
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
	○対応策の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部企画課					

NO.	11	課題名	窓口サービスの向上		
項目名	窓口業務のあり方検討				
取組方針	住民記録システムの標準化に合わせた窓口業務のあり方を検討し、区民ニーズを的確に捉えた質の高い窓口サービスの向上を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○窓口業務実施体制の検討	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	区民部区民課 区民部豊洲特別出張所				

NO.	12	課題名	窓口サービスの向上		
項目名	公金収納のあり方検討				
取組方針	キャッシュレス対応レジの導入により、来所者の利便性向上と窓口業務の効率化を図る。 来庁不要となる電子納付を促進し、納付者の利便性向上と、区・指定金融機関等の公金収納事務の効率化・合理化を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○窓口収納のマルチペイ対応 ○公金収納業務のＤＸの推進 ○指定金融機関との調整	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	区民部区民課 区民部納税課 生活支援部医療保険課		区民部課税課 福祉部介護保険課 会計管理室		

(3) 職員の育成

NO.		13	課題名	職員の育成		
項目名		多様で柔軟な働き方の推進				
取組方針		区を職員にとって働きやすい職場としていくために、令和6年度に以下の視点を踏まえて「しごと生活応援プラン」を改正し、令和7年度以降取り組みを進めていく。 （１）子育て・介護を行う職員が仕事と家庭生活を両立しやすくするための制度の充実 （２）障害がある子を育てる職員を支援するための勤務・休暇制度の拡充 （３）職員が精神的、身体的にゆとりをもって働くことができる職場環境の整備 （４）在宅勤務型テレワークの実施				
年次計画		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		○しごと生活応援プランに基づく取組実施 ○在宅勤務型テレワークの開始	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課		総務部職員課				

NO.	14	課題名	職員の育成			
項目名	専門的な人材育成のあり方検討					
取組方針	区の課題となっている行政需要に対応する専門的な人材の確保・育成について、以下の視点を踏まえて、あり方を検討する。 (1) DX人材の確保・育成 (2) 技術系職員の確保・育成 (3) 専門的知識を有する任期付職員の活用 (4) 児童相談体制構築にかかる職員の確保・育成 (5) (4)により確保・育成した職員のジョブローテーションの検討 (6) (4)以外の福祉分野における専門的な人材の確保・育成					
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
	○(1)(4)に関するあり方を検討	○(5)に関するあり方を検討	○実施可能なものから取組開始	⇒	⇒	
所管部課	総務部職員課					

NO.	15	課題名	職員の育成		
項目名	多様な人材の活躍推進のあり方検討				
取組方針	多様な人材が活躍できる環境整備や支援体制について次の視点を踏まえて検討する。 （１）障害者の法定雇用率（２．８％。令和８年７月より３．０％）達成に向けた障害者の積極的な採用及び採用後の活躍推進 （２）メンタル不調を未然に防ぐための相談支援の継続 （３）育成期、子育て期、高齢期、病気・障害など、それぞれのライフステージに即した支援の充実 （４）女性の活躍推進				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	〇〇ＳＣの規模拡大 〇（２）（３）（４）の実施	〇取組の継続	⇒	⇒	⇒
所管部課	総務部職員課				

3 効率的かつ自主・自律的な区政運営の推進

(1) 効率的な区政運営の推進

NO.	16	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	行政評価制度の活用（再掲）				
取組方針	外部評価を活用し、行政評価制度の透明性・客観性を高めるとともに、評価結果の次年度予算への反映を図る。委員構成の見直し等、より専門性の高い評価を行うほか、区民モニター参画の推進など制度の充実を目指し改善を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○次年度予算への評価結果の反映	○外部評価を活用した行政評価の実施 ○次年度予算への評価結果の反映	⇒	⇒	○次年度予算への評価結果の反映
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	17	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	指定管理者制度の見直し				
取組方針	年度評価での財務診断の強化、第三者評価の義務付け、選定手続での外部有識者の意見聴取により、制度の客観性を高め、毎年度指定管理施設の評価結果の確認などを実施し、円滑な運営を図る。 社会情勢に即した選定評価基準・評価委員会のあり方等、運営方法を随時検討・改善する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○年度評価の実施 ○評価結果の次年度事業執行・選定への反映 ○労働環境モニタリング	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	18	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	包括外部監査の活用（再掲）				
取組方針	包括外部監査での指摘事項や意見を踏まえ、事業の見直し・改善を図る。また、前々年度の包括外部監査報告の指摘事項や意見を検証し、事業の見直し、改善につなげる。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○包括外部監査報告の指摘事項・意見を踏まえた事業の見直し・改善 ○前々年度包括外部監査報告に基づく追跡調査	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	総務部総務課				

NO.	19	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	区立幼稚園のあり方の検討				
取組方針	区立幼稚園では、推計より急速に減少する園児数の状況と3歳児保育に対する保護者ニーズ等を踏まえて改定した「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」に基づき適正配置を実施するとともに、令和7年度より、新たに2園で3歳児保育を開始する。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○つばめ幼稚園及び第五砂町幼稚園で3歳児保育を開始 ○東砂幼稚園を閉園 ○園児数の推移を注視し、区立幼稚園のサービス向上策を検討	○大島幼稚園、辰巳幼稚園、ひばり幼稚園及び元加賀幼稚園を閉園 ○園児数の推移を注視し、区立幼稚園のサービス向上策を検討	○第三大島幼稚園、平久幼稚園及びみどり幼稚園を閉園 ○園児数の推移を注視し、区立幼稚園のサービス向上策を検討	○園児数の推移を注視し、区立幼稚園のサービス向上策を検討	⇒
所管部課	教育委員会事務局学務課				

NO.	20	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	江東きっずクラブのあり方の検討				
取組方針	公営の江東きっずクラブについては、民営化を検討・実施するとともに、運営方法のあり方と適正配置を検討・実施する。江東きっずクラブの質を確保するため、指導検査の実施及び人材の育成を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○江東きっずクラブの適正配置を検討・実施 ○指導検査の実施 ○指導する人材の育成	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	教育委員会事務局地域教育課				

NO.	21	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名		障害支援区分認定調査事務の見直し			
取組方針	障害支援区分認定調査事務について、新たな委託先の検討や既存委託先への委託拡大により委託件数を増加させる。 委託事業者への支援・指導体制を整備し、適切な調査を実施する。 他自治体に対する委託の活用について研究し、委託の拡大を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○新たな委託先の検討等 ○委託事業者先への支援 ○指導する人材の育成	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課		障害福祉部障害者支援課			

NO.	22	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	保育所調理の見直し				
取組方針	定年退職者等の状況を勘案し、保育所調理の業務委託を推進する。 0歳児調理業務の委託を順次行っていく。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○業務委託を実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	こども未来部保育政策課				

NO.	23	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	保育所用務の見直し				
取組方針	定年退職者等の状況を勘案し、保育所用務の業務委託等を推進する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○再任用職員等の活用により業務継続しつつ、業務委託を実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	こども未来部保育政策課				

NO.	24	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	学校警備の見直し				
取組方針	技能系職員の退職不補充方針に基づき、シルバー人材センター等に委託を推進する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○業務委託を実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	教育委員会事務局庶務課				

NO.	25	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	学校用務の見直し				
取組方針	技能系職員の退職不補充方針に基づき、学校用務の民間委託を推進する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○業務委託を実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	教育委員会事務局庶務課				

NO.	26	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	効率的な清掃事業の推進				
取組方針	技能系職員の原則退職不補充を踏まえつつ、ごみ量に応じた車付雇上車両比率を上げる等民間活力を活用検討する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○退職不補充を踏まえ、民間活力を活用検討	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	環境清掃部清掃事務所				

NO.	27	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	区立保育所の民営化				
取組方針	区立保育園の指定管理者制度導入を推進し、区民サービスの向上及び運営経費の縮減を図る。				
	亀高第二保育園（令和 10 年度）の民営化を行う。				
	指定管理者を公募により選定した後、移行準備期間を設け、移行前 6 ヶ月間の合同保育を経て、円滑な移行を行う。				
	民営化にあたっては、計画発表時の在園児がすべて卒園してから移行する。 次期民営化計画について、検討を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○亀高第二保育園指定管理者選定	○亀高第二保育園移行準備	⇒	○亀高第二保育園民営化	○次期民営化計画に基づく移行準備
所管部課	こども未来部保育政策課				

NO.	28	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	児童館の管理運営の見直し				
取組方針	児童館に関する運営方針に基づき実施する。また、指定管理者制度を導入する。子ども家庭支援センターの整備や児童人口減少地域における利用者推移等を注視し、適正配置等について検討する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○運営方針に基づき実施 ○指定管理者選定 ○指定管理者への移行 ○適正配置等の検討	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	こども未来部こども家庭支援課				

NO.	29	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	高齢者総合福祉センターのあり方検討				
取組方針	施設の大規模改修にあわせて、施設全体について、より効果的・効率的な活用について検討を行う。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○効果的・効率的な活用について検討	⇒	○設計	○工事	⇒
所管部課	福祉部長寿応援課				

NO.	30	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	公営住宅のあり方検討				
取組方針	老朽化が進行する昭和 50 年代前半の団地（5 団地 6 棟 202 戸）を対象に、建替及び小規模団地の集約を実施し、管理を効率化する。 高齢者住宅については、建替え後の区営住宅に併設する。借上住宅については廃止する。管理戸数について、原則、現行の水準を維持とする。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○設計・除却 （塩浜住宅・ （仮称）東砂住宅） ○借上廃止 （ピアすみよし）	○設計・除却・工事 （塩浜住宅・ （仮称）東砂住宅）	○竣工 （塩浜住宅・ （仮称）東砂住宅） ○除却 （北砂二丁目アパート、東砂八丁目住宅）	○除却 （北砂二丁目アパート、東砂八丁目住宅）	○借上廃止 （ピアおおじま）
所管部課	都市整備部住宅課				

NO.	31	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名		文化コミュニティ財団の経営改善			
取組方針	文化コミュニティ財団の事業計画、運営経費の見直し、定員の適正化等により経営改善を図る。 事業や施設管理のあり方を見直し、サービスアップを図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○経営計画・事業計画の策定 ○運営経費の見直し ○定員の適正化	○運営経費の見直し ○定員の適正化	⇒	⇒	⇒
所管部課		地域振興部文化観光課			

NO.	32	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	健康スポーツ公社の経営改善				
取組方針	健康スポーツ公社の事業計画、経営改善計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を実施するとともに、公社の自立性を高めるためのコスト削減などに取り組んでいく。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○経営改善計画の改定 ○次期指定管理者指定選考に向けた人員適正配置計画・サービス向上策・経費削減策（歳入確保策）を盛り込んだ事業計画書の策定	○定員の適正化 ○運営経費の見直し	⇒	⇒	⇒
所管部課	地域振興部スポーツ振興課				

NO.	33	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	社会福祉協議会の経営改善				
取組方針	○きめ細かい地域福祉の一層の推進 ・ 地域拠点の更なる開設（深川地区及び臨海部への開設） ・ 適切な職員数の確保と人員配置 ○組織の経営改善 ・ 江東区第5次地域福祉活動計画の着実な推進 ・ ファンドレイジング（自らの活動資金を調達する手法）の推進による自主財源の確保 ・ 町会・自治会への個別説明の強化（認知度向上、会員確保など）				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○事業計画・運営経費の見直し ○定員の適正化 ○深川地区への拠点開設	○事業計画・運営経費の見直し ○定員の適正化	⇒	⇒	⇒
所管部課	福祉部福祉課				

NO.	34	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	スポーツ施策の見直し				
取組方針	江東区スポーツ推進計画を踏まえ、健康スポーツ公社等の指定管理者や民間スポーツ施設との役割を整理するとともに、区と指定管理者等とのスポーツ事業の所管等の見直しを進める。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○江東区スポーツ推進計画に基づく事業の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	地域振興部スポーツ振興課				

NO.	35	課題名	効率的な区政運営の推進			
項目名	マイナンバー制度の活用					
取組方針	国や地方公共団体の間での情報連携の拡大に対応し、引き続き業務の効率化を推進する。また、マイナンバーカードの普及に伴い、ぴったりサービスをはじめとする電子申請メニューの拡充や医療費助成等の分野でのマイナンバーカードの活用など、国の推進方針と整合性を図りながら、新たな取組みを推進する。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○情報連携実施 ○マイナンバーカード交付 ○業務の効率化・区民サービスの向上	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部情報システム課					

NO.	36	課題名	効率的な区政運営の推進			
項目名		生活保護事業のあり方検討				
取組方針	国の方針や他自治体の状況などを参考に、デジタル化の推進について検討していく。保護受給者の増加や相談内容の複雑化に対応する専門性を確保し、支援の充実を図る。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○国や都、他自治体の動向確認 ○デジタル化による業務効率化・利便性向上	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課		生活支援部保護第一課 生活支援部保護第二課				

NO.	37	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	保育園のサービス向上				
取組方針	多様な就労形態に対応するため、延長保育や休日保育を継続実施する。また、在宅子育て世帯への支援強化のため、マイ保育園登録制度の拡充及びこども誰でも通園制度の実施に向けた預かり事業の拡大・検証を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○延長、休日保育等の実施 ○未就園児の定期的な預かり事業の拡大 ○マイ保育園登録制度の拡充	○延長、休日保育等の実施 ○こども誰でも通園制度の実施 ○マイ保育園登録制度の拡充	⇒	⇒	⇒
所管部課	こども未来部保育政策課 こども未来部保育支援課				

NO.	38	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	歴史三館の管理運営のあり方検討				
取組方針	次期指定管理者選定に向け、新たな経営計画・事業計画の策定に着手し、引き続き入館者数の増に努める。また、文化観光課と財団が連携し、区の歴史文化の普及・継承に努める。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○事業計画策定	○事業計画の実施	⇒	⇒	⇒
所管部課	地域振興部文化観光課				

NO.	39	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	定員の適正化				
取組方針	技能系職員の原則退職不補充、その他執行体制を見直し、定員の適正化を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○定員適正化を推進	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	40	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	組織・機構の改革				
取組方針	区民に分かりやすく、効率的な行政運営を可能にする効果的な組織体制を整備する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○効果的な組織の整備	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	41	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	共通内部事務のあり方検討				
取組方針	基本事務マニュアルの改訂、職員提案制度の推進を含め、全庁的な共通内部事務の効率化を検討する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○基本事務マニュアルの改訂・職員への周知・活用を含め、共通内部事務の効率化を検討 ○事務改善提案等の募集・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	42	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	事務効率の推進				
取組方針	滞納整理事務、公債権回収事務、生活保護事務において、紙媒体での預貯金調査等を電子化することによって、滞納者や支援対象者の資産状況を正確かつ迅速に把握し、事務の効率化を図る。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○預貯金等調査業務電子化サービスの本格実施 ○預貯金等調査業務のさらなる効率化策の検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	区民部納税課 福祉部介護保険課 生活支援部医療保険課 生活支援部保護第一課 生活支援部保護第二課				

NO.	43	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	屋内スポーツ施設の管理運営の見直し				
取組方針	令和８年度からの次期指定管理者の選定にあたっては、更なる利用者サービス向上に向けた取組などを積極的に区に提案し、着実に実行していくことができる指定管理者を選定するとともに、屋内スポーツ施設の管理運営が効率的かつ効果的に行われるよう年度評価等を実施していく。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○年度評価の実施 ○次期指定管理者の選定	○年度評価の実施	⇒	⇒	⇒
所管部課	地域振興部スポーツ振興課				

NO.	44	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	区税電子申告の利用率向上				
取組方針	特別区民税・都民税の特別徴収義務者に対して eLTAX の積極的な利用を働きかけ、eLTAX 利用率の向上を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○ eLTAX 利用 方法の周知	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	区民部課税課				

NO.	45	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	地域経済振興関連施設機能の見直し				
取組方針	産業会館については産業振興の拠点となるような施設の改修及び機能の見直しを行う。商工情報センターについては大規模改修が令和12年度以降に予定されているため、改修を伴わない範囲で機能の見直しを行う。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○施設が担う役割・機能構成の決定	○産業会館の設備の改修設計 商工情報センターの機能拡充	○産業会館設備工事及び10年度開設に向けた準備	⇒	⇒
所管部課	地域振興部経済課				

NO.	46	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	介護認定業務のあり方検討				
取組方針	介護認定事務の一部を委託し、業務効率化を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○委託実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	福祉部介護保険課				

NO.	47	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	地域コミュニティ支援体制の見直し				
取組方針	町会・自治会を中心とする地域コミュニティ活性化のため、さらなる支援体制・支援施策について検討を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○庁内検討会で支援内容を検討	○支援体制強化・支援施策実施	⇒	⇒	⇒
所管部課	地域振興部地域振興課				

NO.	48	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	えこっくる（環境学習情報館）のあり方検討				
取組方針	えこっくるについて、施設のさらなる活用策や運営手法等について検討する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○環境フェアの拡充 ○集客イベントの開催及び広報の拡充 ○団体見学の集客強化	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	環境清掃部温暖化対策課				

NO.	49	課題名	効率的な区政運営の推進		
項目名	公園設計業務の見直し				
取組方針	公園設計業務における測量作業と図面データ化作業をアウトソーシングし、令和8年度までに既存資料の電子化を行うことで業務の効率化を図る。 今後の公園整備においては、区民と協働して公園をつくる仕組みを検討する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○既存資料の電子化	⇒	○区民協働による新たな公園づくり	⇒	⇒
所管部課	土木部河川公園課				

(2) 財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化

NO.	50	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	使用料等の見直し				
取組方針	4年に一度の使用料等見直しに向け、毎年度決算後、施設の維持管理コストと最大徴収使用料との乖離状況を分析する。 見直し時には、それらの推移や、直近決算時の状況、また、今後の物価上昇などの状況を踏まえ、適正な使用料等の設定を行う。				
年次計画	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	○令和6年度 決算分析	○令和7年度 決算分析	○使用料等改定 に向けた検討 ○令和8年度 決算分析	○使用料等改定	○令和10年度 決算分析
所管部課	政策経営部財政課				

NO.	51	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	保育所保育料の見直し				
取組方針	保育料検討委員会等において、保育所保育料の定期的な見直し検討を行い、受益者負担の適正化を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
			○ 保育料の見直し検討	○ 保育料改定実施	
所管部課	こども未来部保育支援課				

NO.	52	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	区税の収納率の維持・向上				
取組方針	収納体制の強化及び徴収事務の効率化により、収納率の向上を図る。納期内納付の推進・滞納の早期解決・適正な滞納処分の3つを基本方針に、徴収対策を実施する。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○効果的な整理手法の導入 ○他自治体との連携強化 ○新たな収納体制の構築	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	区民部納税課				

NO.	53	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納率向上				
取組方針	コールセンター等の催告を拡充させ、自主納付および納付相談を推進する。 財産調査等の拡充により、滞納者の資産状況を把握し、滞納処分や適正な執行停止を進める。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○催告の拡充 ○滞納処分・適正な執行停止の推進	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	生活支援部医療保険課				

NO.	54	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	介護保険料の収納率向上				
取組方針	普通徴収の現年度分については、Web 口座振替を始めとする口座振替勧奨の強化を進める。 滞納繰越分については、滞納者の実態把握を進め、収納困難なケースは執行停止、即時欠損など、財産の有無等により、適切な滞納整理を進める。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○口座振替勧奨機会の拡大 ○財産調査・差押えの検討実施	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	福祉部介護保険課				

NO.	55	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	保育料の収納率向上				
取組方針	保育料負担の公平性の確保のため、引き続き、様々な滞納対策の取り組みを効果的に実施し、収納率向上に取り組む。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○滞 納 対 策 の 強化	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	こども未来部保育支援課				

NO.	56	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化			
項目名	新たな歳入確保策の検討					
取組方針	新たな歳入確保に向け、広告事業の更なる推進を図るとともに、引続き、その他の歳入事業の検討を行う。					
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	
	○新たな歳入事業の実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
所管部課	政策経営部財政課					

NO.	57	課題名	財源の確保と持続可能で安定的な財政運営のための基盤の強化		
項目名	新公会計制度の活用（再掲）				
取組方針	統一的な基準による財務書類を活用し、他の地方公共団体との財務状況の比較や固定資産台帳の公表など、区民に区の財務状況をわかりやすく伝えることにより、適正かつ透明性のある財政運営を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○固定資産台帳の公表 ○統一的な基準による財務書類の作成・公表	○統一的な基準による財務書類の作成・公表	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部財政課				

（３）公有財産の適切な管理と有効活用

NO.	58	課題名	公有財産の適切な管理と有効活用		
項目名	適正な跡地等の活用				
取組方針	区有財産の有効活用に向けた跡地等利用方針に基づき、人口動態や区民ニーズを踏まえた上で、個別状況に応じた未利用跡地等の利活用を検討し、区有財産の有効活用を図る。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○未利用跡地等の利活用の検討	⇒	⇒	⇒	⇒
所管部課	政策経営部企画課				

NO.	59	課題名	公有財産の適切な管理と有効活用		
項目名		歴史三館の管理運営のあり方検討（再掲）			
取組方針	次期指定管理者選定に向け、新たな経営計画・事業計画の策定に着手し、引き続き入館者数の増に努める。また、文化観光課と財団が連携し、区の歴史文化の普及・継承に努める。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○事業計画策定	○事業計画の実施	⇒	⇒	⇒
所管部課		地域振興部文化観光課			

NO.	60	課題名	公有財産の適切な管理と有効活用		
項目名	高齢者総合福祉センターのあり方検討（再掲）				
取組方針	施設の大規模改修にあわせて、施設全体について、より効果的・効率的な活用について検討を行う。				
年次計画	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
	○効果的・効率的な活用について検討	⇒	○設計	○工事	⇒
所管部課	福祉部長寿応援課				

Ⅲ 定員の適正化

1 定員適正化の実績

本区は、第一次定員適正化計画（平成 9 ～ 13 年度）及び第二次定員適正化計画（平成 14 ～ 18 年度）において、必要な区民サービスを提供するための計画的な職員採用及び柔軟な職員配置を図り、計 1,010 人の職員数の削減を図りました。

計画期間終了後の平成 19 年度から 23 年度においても、第二次定員適正化計画の基本方針及びアウトソーシング基本方針を踏まえ、計画的な定員の適正化を実施し、計 228 人の職員数の削減を図りました。

さらに、平成 23 年度からは行財政改革計画の取り組みとして、新たな定員適正化計画を策定し、平成 26 年度までに計 92 人、平成 27 年度から令和元年度において、計 40 人、令和 2 年度から令和 6 年度において、計 6 人の職員数の削減を図りました。

< 定員適正化の実績 >

（単位：人）

		職員数 (4月1日現在)	(実績)	(計画)
第 一 次	平成 8 年度	3,681	▲ 436	▲ 320
	平成 13 年度	3,245		
第 二 次	平成 13 年度	3,649	▲ 574	▲ 360
	平成 18 年度	3,075		
合計			▲ 1,010	▲ 680
平成 19 年度		3,010	▲ 228	-
平成 23 年度		2,847		
定 員 適 正 化 計 画	平成 24 年度	2,814	▲ 92	▲ 104
	平成 26 年度	2,755		
定 員 適 正 化 計 画	平成 27 年度	2,773	▲ 40	±0
	令和元年度	2,715		
合計			▲ 360	
定 員 適 正 化 計 画	令和 2 年度	2,692	▲ 23	-
	令和 3 年度	2,683	▲ 9	-
	令和 4 年度	2,647	▲ 36	-
	令和 5 年度	2,659	12	-
	令和 6 年度	2,709	50	-
合計			▲ 6	±0
平成 8 年度から令和 6 年度までの削減合計			▲ 1,376	

* 第一次定員適正化計画には清掃業務移管に伴う職員数を含まない

2 定員適正化の考え方

行財政改革計画（令和２年度～令和６年度）の取り組みに引き続き、令和７年度から令和１１年度までを期間とした定員適正化計画を策定します。

定員適正化に向けた基本方針

- (1) 事務事業の見直しを図り、自治体DXや効果的なアウトソーシングを推進し、業務の効率化を目指します。
- (2) 新規の行政課題や、予測不可能な自然災害、感染症等の発生をはじめ、年度内の突発的な業務等に対応できる体制とします。
- (3) 働きやすい職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した人員配置を行います。
- (4) 再任用職員等を有効に活用します。
- (5) 単純労務職員（技能系職員）は、退職不補充の方針のもと、原則として採用しません。

3 定員適正化計画

本計画期間中の定員適正化計画における職員の採用は、「定員適正化に向けた基本方針」に基づき、次のとおりとします。

なお、現在、定年引上げや自治体ＤＸ推進など、行政の運営体制のあり方については過渡期である一方、機動的な組織体制の構築が必要であることから、計画終了年度（令和１１年度）の予定職員数は設定せず、個別の行政課題ごとに正確な業務量の算定を行い、適正な職員数を図ることとします。

＜新計画における職員の採用について＞

- 一般事務職・技術職の採用数は、退職者数から再任用フルタイム予定者数を差し引いた数と、新たな行政需要にかかる職員数から業務の見直し等による職員の削減数との合計とする。

$$\text{採用数} = \left\{ \begin{array}{l} (\text{退職者数}) - (\text{再任用フルタイム職員予定者数}) \\ + \\ (\text{新たな行政需要にかかる職員数}) \\ - (\text{業務の見直し等による職員の削減数}) \end{array} \right.$$

- 単純労務職員（技能系職員）は、原則、退職不補充とする。

參考資料

江東区アウトソーシング基本方針

1 アウトソーシング基本方針の概要

財政負担を軽減しつつ、多様化する区民ニーズに的確に応えるための行財政改革の有効な手段として、施設の公設民営（指定管理者）、施設の民営化、業務の民間委託など事務事業の外注化を包括して、本区では、「アウトソーシング」と称している。

平成16年5月、本区のアウトソーシングに関する基本的な考え方や方向性を整理した「アウトソーシング基本方針」を策定、この方針に基づき児童、福祉施設等の民間委託を推進してきた。

2 アウトソーシングに関する基本的な考え方

（1）アウトソーシング推進の方向性

区自らが提供するよりも、民間事業者等にサービスの提供を委ねた方が、市場原理により効果的な成果が期待できる場合がある。

区自ら実施する場合と同程度以上のサービスが効率的に提供される場合は、アウトソーシングを推進するものとする。

- ・ 事務処理の効率化が図られる
- ・ 人件費等の経費の削減が図られる
- ・ 専門的な知識・技術の活用ができる
- ・ 行政サービスの向上が図られる

※区の職員が直接執行しなければならない業務

- ・ 法令により民間に行わせることが禁止されているもの
- ・ 公権力を直接行使するもの
- ・ 政策形成に関するもの
- ・ 高度なプライバシー保護が必要なもの、など

(2) アウトソーシングを考える際の基準

区の職員が直接執行しなければならない事業以外については、次の基準に該当するものについて、原則としてアウトソーシングを検討するものとする。

- ・区で行っている事業のうち民間でも同様に行っている業務
- ・人件費や物件費等経費の削減が図られる業務
- ・経常的に必要とされていない専門的・技術的業務
- ・一時的に多量に処理する必要のある業務
- ・臨時的業務
- ・変則的勤務形態である業務
- ・単純・定例化している業務

3 アウトソーシング実施に当たっての留意点

(1) アウトソーシングの手法、受託者等

施設の設置目的や事務事業の内容等を考慮して、手法、受託者等の中で最適なものを選択する。

① 手 法：

施設の公設民営（指定管理者） 施設の無償貸付け
等による民営化 業務の民間委託 など

② 受託者等：

社会福祉法人 公益財団法人 医師会 歯科医師会
株式会社 町会・自治会ボランティア NPO など

(2) 個人情報保護・情報開示

個人情報の保護については、守秘義務の担保に関する規定（機密保持違反に対する損害賠償の規定を含む）を契約の中に盛り込むとともに、外部委託業者の出入り場所を制限するなど事務執行方法に細心の注意を払う必要がある。

また、個人情報保護条例に定める個人情報の取扱いにかかる諸規定、守秘義務規定や罰則規定を周知徹底させるものとする

(3) サービスの維持・向上

アウトソーシングの実施により、総体としてサービスの低下を来たさないようにしなければならない。むしろ、経済性に配

慮しつつ、サービスの向上（利用時間の延長、利用料金の軽減、良好な接遇等）に努めるものとする。

（５）定期的な見直し・監督

施設の公設民営や業務の民間委託等をした場合の最終的な行政責任はあくまでも区にあり、事務処理を委ねたことにより行政責任を免れるものではない。

区における適正な管理監督の下に事務執行がなされるようにするとともに、定期又は随時にサービスの質、サービス利用者の満足度等について調査・評価を行い、必要な軌道修正をし、住民サービスの維持向上に努めるものとする。

なお、アウトソーシングする事業に関する知識・技術・ノウハウについては引き続き区で保持していかなければならない。

（６）住民に対する説明

アウトソーシングに当っては、事前に関係住民に対する十分な説明が必要である。事業の現状と将来展望、直営とアウトソーシングのコスト比較、サービス内容、実施の手順などについて、計画段階から区報やホームページ、住民説明会など様々な手段を使って情報を提供し、住民の理解を得るよう努めるものとする。

（７）人材の有効活用

アウトソーシングにより生じる余剰人員については、必要に応じて転職務等の措置により、新たな行政需要や退職者の補充に振り向け、有効活用を図っているところであるが、今後は、こうした制度の活用のほか、任用制度の見直しを検討するなど、人材の一層の有効活用を図っていくものとする。

＜行財政改革の変遷＞

策定年度	計 画 名	対象年度	主 な 内 容
平成9年2月	行財政改革大綱	平成 9～12年度	行財政改革に係る基本的な考え方を明示 事務事業の民間委託 使用料、保育料の見直し 公共施設の適正配置
平成9年12月	第一次定員適正化計画	平成 9～13年度	行財政改革大綱に基づく実施計画 定員適正化計画数▲158人
平成9年12月	財政健全化計画	平成 9～12年度	5%マイナスシーリング 大型施設整備の原則凍結 定員適正化計画の上乗せ▲162人
平成12年11月	財政白書	平成12年度～	健全化アクションプランを盛り込む 定員適正化計画の上乗せ▲326人
平成13年3月	長期基本計画	平成12～21年度	行政評価制度の導入による施策評価、事務事業の見直し 民間委託の推進 受益者負担の原則
平成13年11月	第二次定員適正化計画	平成14～18年度	技能系職員の退職不補充 区民サービス部門の業務委託 再任用制度の活用 計画数▲360人
平成16年5月	アウトソーシング基本方針	平成16～21年度	指定管理者制度の導入 経費削減と区民サービス向上の両立
平成17年3月	長期基本計画改定版	平成17～21年度	行政評価制度の活用による事務事業の見直し
平成22年3月	江東区長期計画	平成22～令和元年度	行財政改革に関する「視点」及び「基本的な考え方」を明示
平成23年3月	行政評価システム評価版	平成17～21年度	長期基本計画後期期間における行財政改革の実績の検証・総括
平成23年10月	江東区行財政改革計画（前期）	平成23～26年度	江東区長期計画によって示された「視点」「計画の実現に向けて」を踏まえた区政運営管理にかかる実施計画
平成27年3月	江東区行財政改革計画（後期）	平成27～令和元年度	江東区長期計画によって示された「視点」「計画の実現に向けて」を踏まえた区政運営管理にかかる実施計画
令和2年3月	江東区長期計画	令和2～11年度	行財政改革に関する「視点」及び「基本的な考え方」を明示
令和2年3月	江東区行財政改革計画（前期）	令和2～6年度	江東区長期計画によって示された「視点」「計画の実現に向けて」を踏まえた区政運営管理にかかる実施計画

江東区長期計画推進委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 25 日

22 江政企第 222 号

(設置)

第 1 条 江東区長期計画（以下「長期計画」という。）に基づく事業及び施策の実施に関する課題について検討し調整を図るため、江東区長期計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 長期計画における主要事業の進行管理に関すること。
- (2) 長期計画における施策及び事務事業に関する行政評価に関すること。
- (3) 行財政改革のうち、次に掲げること。
 - ア 職員体制の改革に関すること。
 - イ 組織・機構運営改革に関すること。
 - ウ 事業運営手法の改革に関すること。
 - エ 区有財産の有効活用に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、長期計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、政策経営部を担任する副区長（以下「政策経営部担任副区長」という。）をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策経営部担任副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員会に幹事を置き、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事は、委員会の会務を補佐し、事務を分担する。

(運営)

第 4 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会の構成員は、委員長が指名する。

3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

(江東区長期基本計画進行管理に関する要綱の廃止)

2 江東区長期基本計画進行管理に関する要綱（平成13年6月18日13江政企発第48号）は、廃止する。

(江東区組織改革検討委員会設置要綱の廃止)

3 江東区組織改革検討委員会設置要綱（平成20年8月15日20江政企第497号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策経営部長、DX推進室長、総務部長、危機管理室長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、保健所長、健康部次長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、地下鉄8号線事業推進室長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、監査事務局長、区議会事務局長

別表第2（第3条関係）

政策経営部企画課長、政策経営部財政課長、政策経営部計画推進担当課長、総務部総務課長、総務部職員課長

江東区長期計画推進委員会行財政改革検討部会設置要領

平成22年7月26日

江政企第519号

(設置)

第1条 江東区長期計画推進委員会設置要綱第5条に基づき、江東区長期計画推進委員会（以下「委員会」という。）が審議する事項のうち、行財政改革の推進について、調査及び検討するため、行財政改革検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について調査、検討する。

- (1) 定員の適正化に関すること。
- (2) 組織・機構運営の改革に関すること。
- (3) 事業運営手法の改革に関すること。
- (4) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 部会長は、政策経営部長をもって充てる。

2 副部会長は、総務部長をもって充てる。

3 部会員は、政策経営部企画課長、政策経営部財政課長、政策経営部計画推進担当課長、政策経営部行政管理担当課長、総務部総務課長、総務部職員課長及び教育委員会事務局庶務課長をもって充てる。

(運営)

第4条 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

2 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。

3 部会長は、必要あると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、政策経営部行政管理担当において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

江東区行財政改革計画（後期）

（令和 7 年度～11 年度）

令和 7 年 3 月 江東区政策経営部企画課

印刷物登録番号（6）107 号